

# エコアクション21認証・登録手続規程

一般財団法人 持続性推進機構

平成27年4月1日改訂

エコアクション21認証・登録制度は、広範な事業者に対して、「環境への取組を効果的・効率的・継続的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2009年版（以下「ガイドライン」という。）」に基づく、事業者のための認証・登録制度です。

エコアクション21認証・登録制度（以下「本制度」という。）は、環境省からガイドラインに規定された「中央事務局としての要件」について、適合の確認を受けた一般財団法人 持続性推進機構（以下「中央事務局」という。）が実施します。

本規程は、エコアクション21認証・登録制度実施要領2.3項に基づき策定したものです。

本制度による認証・登録を希望する事業者は、エコアクション21認証・登録事業実施要領及び本規程に基づき、認証・登録を受けることができます。

エコアクション21に取り組み、認証を取得したいと考えた場合は、なるべく早く最寄りの地域事務局又は中央事務局にご連絡ください。事務局では、事業者の皆様のご相談に対応するとともに、必要な場合はエコアクション21審査人（以下「審査人」という。）をコンサルタントとしてご紹介します。

なお、地方公共団体、大学等の教育機関、医療機関、及び従業員数501人以上の組織及び20ヶ所以上の組織で認証の取得を希望される場合は、事前に必ず中央事務局にご連絡ください。

## 1. 登録審査申込及び認証・登録の手続

### 1-1 申込受付

本制度により認証・登録を希望される法人及び個人事業主等の事業者（以下「受審事業者」という。）は、本規程の内容を承諾の上、登録審査を希望する時期の2ヶ月以上前を目処に、登録審査申込書（以下「申込書」という。）及び環境活動レポート等を最寄りの地域事務局（以下「担当事務局」という。）へ提出し、登録審査を申し込んでください。

担当事務局は提出された審査申込書及び環境活動レポート等の内容を確認します。

なお、以下の場合は、担当事務局の判断により、申込を受け付けないこと、あるいは申込受付後にこれを取り消すことがあります。

- ①技術専門性が高く、審査が極めて困難な業種、業態である場合
- ②活動実態のない組織・団体である場合
- ③反社会的な行為その他担当事務局の業務遂行に支障を来す行為を行い、又はその恐れのある組織・団体と想定される場合

また、認証・登録料についてはエコアクション21認証・登録制度実施要領の別表1に、標準審査工数（審査費用）については業種別に別表2及び別表3にそれぞれ定めていますので確認してください。

## 1-2 申込にあたっての必要要件

### 1-2-1 対象となる事業者

本制度は、原則として法人（株式会社、財団法人、社団法人、学校法人、特定非営利活動法人、公的法人等の法人格を有する組織）及び個人事業主等の事業者を対象としています。

そして、本制度において、事業者の認証・登録の対象となる組織及び活動を「認証・登録の対象範囲」といいます。

### 1-2-2 認証・登録の対象範囲

「認証・登録の対象範囲」は、原則として事業者の全組織、全活動とします。全組織とは、法人における全ての組織のことであり、例えば株式会社の場合は全社となります。全活動とは、事業者が実際に行っている全ての事業活動のことであり、認証・登録証の「事業活動」欄に記載する活動の具体的内容です。但し、事業所や工場が複数存在する事業者、規模が比較的大きい事業者等で、初回の認証・登録の際に全組織・全活動を認証・登録の対象範囲としていない場合は、環境負荷が比較的大きいサイト（事業所や工場）から取組を始めることを要件とし、かつ原則として認証・登録後4年以内に、段階的に対象範囲を拡大する方針とスケジュールを明確にし、このことを環境活動レポートに明記することが必要です。

認証・登録の対象範囲となるサイトは、本社所在地に所在する全ての事業所及び本社と所在地が異なる全ての事業所、施設等（規模、有人・無人は問わない）とし、原則としてその全てを「対象事業所」として認証・登録証に記載します。認証・登録事業者の資産であっても、事業活動に係わらない施設等は対象事業所とはなりません。また、審査実施時点で事業実態及びエコアクション21の取組実績のない活動を対象範囲とすることはできません。

### 1-2-3 複数法人による一括した認証・登録

認証・登録は、法人又は個人事業主単位ですが、以下の要件を全て満たす場合は、複数法人による一括した認証・登録を行うことができます。

- 1) 認証・登録を申し込んだ法人と、この法人の会社法第2条の定義による子会社による取組であること。
- 2) 認証・登録を申し込んだ法人に、複数法人のエコアクション21の取組を統括する代表者及び統括事務局（以下「統括者」という。）が設置され、この統括者が認証登録の対象範囲（全組織・全活動）全体にわたり、エコアクション21における環境経営システムの構築・運用・維持する機能・責任・権限を有していること。
- 3) 全ての法人の認証・登録の対象範囲が全組織・全活動となっていること。但し、事業所や工場が複数存在する事業者、規模が比較的大きい事業者等で、初回の認証・登録の際に全組織・全活動を認証・登録の対象範囲としていない場合は、環境負荷が比較的大きいサイト（事業所や工場）から取組を始めることを要件とし、かつ原則として認証・登録後4

年以内に段階的に対象範囲を拡大する方針とスケジュールを明確にし、このことを環境活動レポートに明記していること。

- 4) 必要と判断された場合には、認証・登録を申し込んだ法人と一括した認証・登録を行うすべての法人の間で、環境経営システムの構築・運用・維持に関して統括者の指揮・命令に従うことを文書による契約・覚書で定めていること。

#### 1-2-4 認証・登録の基本的要件

エコアクション21の認証・登録を受ける事業者は、環境省が策定したガイドラインで規定する要求事項に基づき、以下の原則を満たした取組を適切に実施した上で、認定・登録された審査人による所定の審査を受審し、判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

- 1) 原則として全組織・全活動を対象としてエコアクション21に取り組んでいること。
- 2) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、計画 (Plan)、計画の実施 (Do)、取組状況の確認・評価 (Check) 及び全体の評価と見直し (Action) の、PDCA サイクルの環境経営システムを適切に構築していること。
- 3) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、構築された環境経営システムを適切に運用し、維持していること (初めて認証・登録する事業者は、受審までに少なくとも3ヶ月以上、システムを運用することが必要です)。
- 4) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境負荷 (二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量・化学物質使用量等) を把握し、必要な環境への取組 (二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量・化学物質使用量の削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等) を適切に実施していること。
- 5) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、代表者による全体の評価と見直しを行っていること。
- 6) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に (登録審査を受審する事業者は、登録審査の申込時までに) 作成し、公表していること。
- 7) 事業活動の内容 (業種・業態・規模) と、認証・登録の対象範囲 (全組織・全活動)、環境への負荷の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、その実施内容、環境活動レポートの内容が整合していること。

担当事務局が、上記の要件を満たしていないと判断した場合、必要な取組を行った後に再度申し込む、提出された申込書や環境活動レポートの修正をお願いする、申込にあたって条件を付ける等の、必要な措置をお願いする場合があります。

さらに、審査人による指導・助言を受けることをお願いする場合があります (審査人による指導・助言には費用が必要となります)。

#### 1-2-5 業種別ガイドラインが適用される事業者

以下に該当する業種の事業者の審査、判定及び認証・登録にあたっては、当該業種向けに策定した業種別ガイドラインの記載内容を基準として適用します。適用されていない場合は受付を保留し、状況を確認させていただきます。ご不明な点があれば担当事務局又は中央事務局にお問い合わせください。

○産業廃棄物処理業者向けガイドライン2009年版（「環境省」策定）

適用事業者：・産業廃棄物収集運搬業・処分業（中間処理・最終処分業含む）を行う事業者

・一般廃棄物収集運搬業・処分業（中間処理・最終処分業含む）を行う事業者

・廃棄物及び再生資源の中間処理等を行うリサイクル事業者

・行政機関の委託を受けて廃棄物処理等の施設の運転管理に従事する事業者

エコアクション2.1 産業廃棄物処理業者向けガイドラインの適用を受ける事業者は、以下の確認ができた後、受付を行います。

・産業廃棄物収集運搬業・処分業（中間処理・最終処分業含む）を行う事業者において、産業廃棄物処理業の許可の範囲と、認証・登録の対象範囲が合致していることが必要です（但し、行政の許可等を受けているが、事業実態のないもの（収集運搬実績・処理実績がないもの）については、認証・登録の対象範囲に含めません。）。

・一般廃棄物収集運搬業・処分業（中間処理・最終処分業含む）を行う事業者において、一般廃棄物処理業の許可の範囲と、認証・登録の対象範囲が合致していることが必要です（但し、行政の許可等を受けているが、事業実態のないもの（収集運搬実績・処理実績がないもの）については、認証・登録の対象範囲に含めません。）。

・産業廃棄物処理業者向けガイドラインで要求している情報公表項目を、環境活動レポートに記載していることが必要です。

○エコアクション2.1 食品関連事業者向けガイドライン 2009 年版（「環境省・農林水産省」策定）

適用事業者：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律で規定される食品関連事業者（食品の製造・加工業者（食品メーカー等）、食品の卸売・小売業者（各種食品卸、スーパー、コンビニエンスストア、百貨店等の食品の小売業等）、飲食店業（食堂、レストラン、居酒屋等）及び食事の提供を伴う事業として沿岸旅客海運業（クルーズ船等）、内陸水運業（屋形船等）、結婚式場業、旅館業（ホテル、旅館）

・登録審査の申込の場合、前年度の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施率（以下、再生利用実施率という）が把握されていることが必要です。

※担当事務局は審査申込書及び環境活動レポートをもとに、前年度の食品廃棄物等の発生量及び再生利用実施率が把握されていることを確認し、把握されていない場合は、少なくとも3ヶ月以上把握したうえで、再度申込を受け付けます。

・中間及び更新審査の申込（2回目以降の審査）の場合、前年度の再生利用実施率が、食品リサイクル法で定める事業者ごとの基準実施率以上であることが必要です。

※前年度の再生利用実施率が基準実施率未満であった場合は、担当事務局は受付を保留し、事業者は指摘事項是正報告書（様式6）において、基準実施率を満たしていない原因を明らかにし、次回審査までに基準実施率以上となるための是正処置及び計画を記載してください。提出を受けた指摘事項是正報告書について、地域判定委員会でその妥当性等を審議し、次回審査までに是正が見込まれると

判断できる場合は、担当事務局は審査申込の受付を行います。

※また、前年度の再生利用実施率が、2年連続で基準実施率を下回った場合は、担当事務局は受付を保留し、事業者より指摘事項是正報告書を提出を受け、その指摘事項是正報告書について中央事務局判定委員会で審議を行い、妥当性等を審議します。

○エコアクション2.1建設業者向けガイドライン2009年版（「環境省」策定）

適用事業者：建設業法において、建設工の種類（28種類）にある工の完成を請け負う事業者（建設リサイクル法に基づき各都道府県に登録されている解体事業者を含む）

○エコアクション2.1大学等高等教育機関向けガイドライン2009年版（「環境省」策定）

適用事業者：学校教育法で規定される大学及び高等専門学校

○エコアクション2.1地方公共団体向けガイドライン2009年版（「環境省」策定）

適用事業者：地方自治法で規定される普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）

### 1-3 審査人の選任

受審事業者からの申込を受け付けた後、担当事務局は、審査人の中立性・独立性・公平性・信頼性に配慮し、エコアクション2.1審査人倫理規程を踏まえるとともに、過去の審査実績、専門分野及び受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地等を考慮して、受審事業者の審査を担当する十分な力量があると認められる審査人を選任します。

また、審査人は、自らがコンサルティング業務をした事業者の審査を行うことはできませんので留意してください。

担当事務局では、登録審査申込書受領後、選任した審査人の了解を得てから、審査人に、申込書の写し及び環境活動レポート等を送付します。

### 1-4 書類審査

審査を担当することが決定した審査人は、受審事業者とその認証・登録の範囲、審査工数及び現地審査の日程等に関して協議し、担当事務局の確認の上、登録審査計画書（以下「審査計画書」という。）を作成して、受審事業者及び担当事務局に送付します。

受審事業者は、送付された審査計画書に記載されている必要書類（ガイドライン第3章1.1項「環境関連文書及び記録の作成・管理」に規定されている文書及び記録等）を審査人に送付してください。

審査人は、受審事業者から送付された必要書類を審査し、受審事業者のエコアクション2.1の取組がガイドラインの要求事項に適合しているか否かを判断の上、書類審査報告書を作成し、受審事業者に送付します。

審査人は、書類審査の結果、ガイドラインの要求事項に適合していると確認できれば、現地審査を実施します。

また、書類審査の結果、「要改善」と判断される事項があった場合は、審査人の指摘に基づ

き、現地審査までにその改善を行い、審査人に報告してください。

なお、審査人あるいは受審事業者が、現地審査実施前に、必要な指導・助言を行った方が良いと判断した場合は、双方の協議及び了解の上、1回に限り、現地予備審査を実施することがあります。現地予備審査の詳細及び費用については、審査人に問い合わせてください。

(注) 書類審査にあたってお送りいただいた書類の情報では不足の場合、改めて審査人より情報の提供を依頼することがあります。

## 1-5 現地審査

審査人は、あらかじめ作成し受審事業者に送付した審査計画書に基づき、現地審査を実施し、その結果を「審査報告書(以下「審査報告書」という。)」として取りまとめます。

なお、下記の事項に該当することが判明した場合は、現地審査を中止又は一時延期することがあります。

- ①行政機関より、納入業者指名停止、営業停止等の処分・措置を受けている場合は、処分・措置の解除まで
  - ②行政機関より、環境に係わる許認可事項が未承認のため操業できない場合は、承認を得るまで
  - ③重大な事故等の発生で操業不能の状態となっている場合は、操業可能となるまで
  - ④行政機関より、事故等のため操業停止命令を受けている場合は、停止命令の解除まで
- また、行政機関より法規上の摘発を受けている場合、現地審査の実施については別途協議をします。

### <審査の方式について>

現地審査は受審事業者の対象事業所において実施します。

審査においては、まず環境関連文書及び記録の審査を行い、引き続いて「環境への負荷の自己チェック」及び「環境への取組の自己チェック」の実施状況の確認、許認可の取得及び環境法規制への適合の確認、「代表者による全体の評価と見直し」の実施状況等を審査します。その上で、エコアクション21の運用・維持状況を確認し、必要な環境への取組が実施されているかどうか、効果があがっているかどうかを審査します。

審査人は、審査において必要な資料の提出をお願いすることがあります。資料は、恐縮ですが2部ご提出ください。

### <現地審査で不適合事項等が発見された場合>

登録審査において不適合事項及び要改善事項が発見された場合は、その是正が確認できるまで認証・登録はできません。

受審事業者は、審査人の指導・助言に従い、不適合事項及び要改善事項の是正のために必要な取組を行い、その結果を取りまとめた「指摘事項是正報告書(以下「是正報告書」という。)」を、審査人に提出してください。審査人は、不適合事項及び要改善事項が是正されているかを是正報告書で確認し、担当事務局へ報告します。また、担当事務局の判定委員会の判断により再度、現地審査を実施する場合があります。

受審事業者は、不適合事項及び要改善事項の判断等に関する審査人の審査結果に異議がある場合は、担当事務局内に設けられたエコアクション21判定委員会(以下「判定委員会」という。)

に異議を申し立てることができます。

次の状態が発見された場合は不適合と判定します。

- 1) 認証・登録の対象範囲が全組織・全活動となっておらず、かつ環境活動レポートに、4年以内に段階的に対象範囲を拡大する方針及びスケジュールが記載されていない場合
- 2) 環境方針が策定されていない場合
- 3) 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量（水使用量）及び化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）の4項目について、正当な事由なく把握されていない場合
- 4) 二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量（水使用量）削減、化学物質使用量削減（化学物質を取り扱う事業者）、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する6項目について、環境目標及び環境活動計画が正当な事由なく策定されていない場合
- 5) 上記6項目に関する環境目標及び環境活動計画について、取組が全く実施されていない場合
- 6) 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防と、代表者による全体の評価と見直し、全く行われていない場合
- 7) 環境活動レポートに、ガイドライン第4章1項に定められた9項目について、正当な事由なく記載されていない場合
- 8) 環境関連法規に重大な違反がある場合
- 9) 前回の審査における指摘事項（要改善事項（C判定）及び不適合（D判定））が、正当な事由なく改善されていない場合（中間審査、更新審査の場合のみ）

#### <現地審査で適合と認められた場合>

現地審査により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた場合は、審査人は担当事務局に審査報告書及び審査で収集した文書、記録、その他の資料を提出します。

なお、ガイドラインの要求事項に適合しているが、改善を必要とする事項等があった場合は、その対応策を審査人と協議の上、必要な取組を実施してください。中間審査の際にその改善状況を審査します。

#### 1-6 エコアクション2.1 判定委員会による判定

担当事務局の判定委員会は、審査人より送付された審査報告書、環境活動レポート、その他の関係書類等により、認証・登録の可否を審議し、判定します。

判定委員会の審議の結果により、審査人がガイドラインの要求事項に適合していると認めた場合であっても、環境活動レポート、その他の関係書類（環境方針等を含む）の修正を認証・登録の条件としてお願いする場合がありますので、ご了解ください。

担当事務局が地域事務局の場合、地域事務局は、地域判定委員会の結果を、必要書類を添付して中央事務局に報告します。

中央事務局の判定委員会は、審査人から提出された審査報告書、その他の関係書類等に基づく担当事務局の判定委員会の審議の内容を確認し、最終的な認証・登録の可否を判定します。中央事務局は、ガイドラインの要求事項に適合していると判定された受審事業者に、その結果

を通知するとともに、「エコアクション21 認証・登録制度に基づく認証・登録契約書（以下「認証・登録契約書」という。）」を送付します。

受審事業者は、地域事務局の判定委員会の判定結果について異議がある場合は、中央事務局の判定委員会に異議を申し立てることができます。

## 1-7 認証・登録

判定委員会の審議及び中央事務局の確認により、ガイドラインの要求事項に適合していると判定された場合、中央事務局は、その旨を受審事業者へ通知するとともに、認証・登録契約書及び「エコアクション21 ロゴマーク使用規程」及び「エコアクション21 ロゴマーク使用の手引」を送付します。通知を受けた受審事業者は所定の認証・登録料を、振込手数料を負担の上、銀行振込にて納付してください。また、認証・登録契約書に署名、押印の上ご返送ください。

◇認証・登録料の振込先口座

1) みずほ銀行 (0001) 渋谷中央支店 (162)、普通：1447301

口座名義：一般財団法人持続性推進機構エコアクション21

短縮名義：エコアクション21

2) 三井住友銀行 (0009) 渋谷支店 (654)、普通：9017881

口座名義：一般財団法人持続性推進機構

短縮名義：エコアクション21

一般財団法人 持続性推進機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、認証・登録料の振込を確認し、認証・登録契約書を受審事業者と締結した後、必要な内部手続を経て、認証・登録証を発行します。これによって、受審事業者は「認証・登録事業者／組織体」（以下「認証・登録事業者」という。）として認証・登録されます（これで受審事業者は認証を取得したことになります）。

エコアクション21における事業者の認証・登録期間は、認証・登録日より2年間です。

中央事務局は、認証・登録事業者名、認証・登録範囲及び環境活動レポート等を中央事務局のホームページに公表します。また、必要に応じて追録・改訂をします。

なお、環境活動レポートは、全文をそのままの形で公表しますので、注意してください。

## 1-8 中間審査・更新審査

認証・登録後、審査人による年1回の中間審査または更新審査により、認証・登録事業者が継続してガイドラインの要求事項を満たしているかの審査を実施します。

中間審査及び更新審査については、担当事務局より必要な案内を致しますので、所定の審査を受審してください。

中間審査により、ガイドラインの要求事項に不適合が発見された場合は、判定委員会の審議により、認証・登録の一時停止あるいは取り消しをすることがあります。

更新審査により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた事業者は、判定委員会の審議の上、認証・登録を更新することができます。

標準審査工数（審査費用）については、業種別に別表 2 及び別表 3 に定めており、中間審査については、初回と 2 回目以降で工数が異なりますので、確認してください。

### 1－9 認証・登録の対象範囲の段階的拡大

全組織・全活動を対象として認証・登録をしていない事業者が、その認証・登録の対象範囲を段階的に拡大する場合は、認証・登録の対象範囲の拡大を次の手順で行います。

- 1) 全組織・全活動を対象として認証・登録をしていない事業者は、認証・登録時の計画に基づき、認証・登録の対象範囲の拡大について、所定の書式により、中間審査又は更新審査申込時に担当事務局に申し込んでください。
- 2) 担当事務局は、申込内容を確認し、審査人は中間審査又は更新審査の際に、拡大する組織及び活動も含めて審査を併せて実施します。
- 3) 担当事務局の判定委員会は、審査人から送付された審査報告書等により、認証・登録の対象範囲の拡大する部分も含めて認証・登録の可否を審議します。
- 4) 認証・登録の対象範囲を拡大した場合、中央事務局は、事業者との間で、認証・登録契約を再締結するとともに、新たな認証・登録証を発行します。
- 5) 中間審査において認証・登録の対象範囲を拡大することにより、別表 1 に定める認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合は、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分の料金の差額を納付しなければなりません。
- 6) 中間審査において認証・登録の対象範囲を拡大等した場合の認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とします。

### 1－10 認証・登録の対象範囲の事業の縮小、組織の改編及び合併等

事業の縮小、組織の改編及び合併等により認証・登録の対象範囲の変更等を希望する事業者は、所定の書式により、中間審査又は更新審査申込時に担当事務局に、認証・登録の対象範囲の変更を申し込んでください。但し、既納の認証・登録料は返金されません。

認証・登録事業者の移転（住所変更）は、原則として、認証・登録の対象範囲の変更として取り扱います。

認証・登録事業者名の変更、移転（環境負荷等の状況に大きな変化のない場合に限る）等があった場合、認証・登録事業者は、所定の書式により、認証・登録事業者名、住所等の変更を、担当事務局に届け出てください。担当事務局は、認証・登録の対象範囲に変更が無いことを確認し、中央事務局に報告します。本機構は、事業者との間で、認証・登録契約を再締結するとともに、新たな認証・登録証を発行します。認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とします。

## 2. 事務局等の審査立会いについて

受審事業者及び認証・登録事業者において審査人が実施する登録審査、中間審査及び更新審査に、地域事務局又は中央事務局の担当者が立会いを申し出た場合は、その立会いに同意していただきます。

この立会いには、中央事務局による審査人評価の場合を含みます。

### 3. 調査の依頼について

地域事務局又は中央事務局は、必要と判断した場合、受審事業者及び認証・登録事業者に対してエコアクション21の認証・登録に関連し、関係書類の提出の依頼、立ち入り調査を含む調査を実施することがありますので、ご協力をお願いいたします。

認証・登録事業者が、正当な事由無く調査等への協力を拒んだ場合は、中央事務局は、判定委員会の審議の上、認証・登録事業者の認証・登録の一時停止あるいは取り消しを行う場合があります。

### 4. 認証・登録証の発行及び認証・登録料の支払いについて

認証・登録事業者には認証・登録証を発行します。なお、認証・登録内容の変更が生じた場合は、中間審査又は更新審査を実施した後、改訂した認証・登録証を発行します。

発行した認証・登録証には2年間の認証・登録期間の年月日を明記しています。更新審査により認証・登録が更新され、認証・登録料の振込を確認し、認証・登録契約を締結した後、新たな認証・登録証を発行します。認証・登録の更新毎に、別表1に規定する認証・登録料をお支払いください。

認証・登録料のお支払いは、認証・登録事業者にて振込手数料負担の上、銀行振込でお願いします（振込先口座は8ページに記載）。

一度支払われた認証・登録料の返却は、いかなる場合もいたしません。

### 5. 審査費用について

審査人が実施する登録審査、中間審査及び更新審査の審査費用及び旅費は、受審事業者及び認証・登録事業者が、審査人からの請求に基づき、直接、審査人にお支払いください。

### 6. 機密等の保持について

中央事務局、地域事務局及び審査人は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートを除く）並びにエコアクション21基本管理システム（以下「システム」という。）の情報について、その管理を適切に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者に開示しません。

ただし、法的要請による場合は受審事業者及び認証・登録事業者に事前に通知した上で、情報を開示する場合があります。機密保持は認証・登録契約終了後も継続します。なお、審査人は機密保持を含む審査人としての遵守事項について、中央事務局に誓約書を提出します。

### 7. 安全の確保及び立入禁止場所について（受審事業者及び認証・登録事業者へのお願い）

受審事業者及び認証・登録事業者は、各種審査の実施において、審査人が立ち入る可能性のある場所については安全の確保及び立入禁止場所の指示をお願いします。なお、審査人の不注意を除き、万一審査人に対し危害が加わった場合には、その損害につき補償をお願いする場合があります。

## 8. 認証・登録証及びエコアクション21ロゴマークの使用について

登録事業者は認証・登録証を掲示し、エコアクション21ロゴマーク（以下「EA21 ロゴマーク」という。）を使用することができます。ただし、使用にあたっては次の条件を遵守してください。

- 1) EA21 ロゴマークの商標権は環境省に属し、認証・登録事業者はこれを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) 認証取得について、新聞・雑誌等での発表、あるいは看板等への掲示を行う場合には、認証・登録範囲（認証・登録証に明記されています）について明示し、誤解が生じないように配慮しなければなりません。
- 3) EA21 ロゴマークは、認証・登録の範囲内で、自社のパンフレット、カタログ、レターヘッド等に表示することができますが、製品自体又はその包装にこのマークを付けることはできません。
- 4) 組織の一部が認証を取得している場合、組織全体が認証取得しているものと誤解を招かないよう配慮しなければなりません。
- 5) 名刺に使用する場合は、登録組織・サイトに所属し、登録活動範囲の業務に従事している者のみが使用できます。
- 6) EA21 ロゴマークの使用については「エコアクション21ロゴマーク使用規程」及び「エコアクション21ロゴマーク使用の手引」を遵守してください。

## 9. 申込及び認証・登録の取り下げについて

受審事業者が自己の都合により審査の申込を取り下げたり、又は認証・登録事業者が自己の都合により認証・登録の取り下げを希望する場合は、所定の書面にて担当事務局へ通知してください。この場合、既に実施した審査の審査費用については、審査人から請求します。また、既納の認証・登録料の返却はいたしません。

## 10. 認証・登録の一時停止及び解除について

中央事務局は認証・登録事業者において以下の①～⑫の事項が明らかになった場合、判定委員会の審議の上、期限を定めた認証・登録の一時停止をします。また、その際中央事務局は認証・登録証の一時回収を行い、事業者においては、EA21 ロゴマークの使用停止及び認証・登録公表の停止をお願いします。

また、認証・登録を一時停止した時は、中央事務局ホームページでの事業者名及び環境活動レポートの公表を停止します。

なお、①から⑫の一時停止の要件が改善された場合、所定の手続きを経て一時停止の解除を行います。その際中央事務局は、一時回収した認証・登録証を返却し、EA21 ロゴマークの使用を認めるとともに認証・登録を再公表します。

- 1) ガイドラインに定める要求事項に関する不適合に対して、必要な是正処置が取られていない場合
- 2) 以前に実施した審査での不適合に対して、同意した是正処置が正当な理由なく実施されていない場合
- 3) エコアクション21 ロゴマーク使用規程及び使用の手引に反する使用が行われていた場合
- 4) 2か月以上にわたって、行政機関より、納入業者指名停止、営業停止等の処分・措置を受けている場合
- 5) 2か月以上にわたって、行政機関より、環境に係わる許認可事項が未承認のため操業できない場合
- 6) 2か月以上にわたって、重大な事故等の発生で操業不能の状態となっている場合
- 7) 2か月以上にわたって、行政機関より、事故等のため操業停止命令を受けている場合
- 8) 認証・登録事業者より所定の書面にて一時停止の申し出があった場合
- 9) 環境関連法規の重大な違反があった場合
- 10) 審査の申込及び審査の際に提出された書類等に虚偽があった場合
- 11) エコアクション21 認証・登録制度実施要領、本規程及び認証・登録契約に違反した場合
- 12) その他、中央事務局判定委員会が、環境経営システムの運用・維持及び認証・登録の維持に重大な問題があると判断した場合

## 11. 認証・登録の取り消しについて

中央事務局は認証・登録事業者において以下の①～⑫の事項が明らかになった場合、判定委員会の審議の上、認証・登録を取り消し、認証・登録証の回収を行い、認証・登録事業者におかれてはEA21 ロゴマークの使用の中止及び認証・登録公表の中止をお願いします。なお、認証・登録取り消しの場合は、中央事務局ホームページでの事業者名及び環境活動レポートの公表を取り消し、その旨を中央事務局ホームページで公告します。

- 1) 認証・登録一時停止期間内に不適合の是正処置が完了しなかった場合
- 2) 申込事項に虚偽の記載があった場合
- 3) 認証・登録事業者が倒産又は解散もしくは破産整理された場合
- 4) 6か月以上にわたって、行政機関より、納入業者指名停止、営業停止等の処分・措置を受けている場合
- 5) 6か月以上にわたって、行政機関より、環境に関わる許認可事項が未承認のため操業できない場合
- 6) 6か月以上にわたって、重大な事故等の発生で操業不能の状態となっている場合
- 7) 6か月以上にわたって、行政機関より、事故等のため操業停止命令を受けている場合
- 8) 環境関連法規の重大な違反の状況が改善されない、あるいは繰り返し発生した場合

- 9) 認証・登録事業者の業務・活動において、認証・登録を行った結果が悪用・誤用され、また、その恐れがある場合及び反社会的行為を行い、又はその恐れがある場合等、認証・登録を維持することが相応しくない場合
- 10) 審査の申込及び審査の際に提出された書類等に虚偽があった場合
- 11) エコアクション21認証・登録制度実施要領、本規程及び認証・登録契約に違反した場合
- 12) その他、中央事務局判定委員会が、環境経営システムの運用・維持及び認証・登録の維持に重大な問題があると判断した場合

## 12. 異議及び苦情等の申し出について

受審事業者及び認証・登録事業者が、認証・登録の判定に係わる内容に対して異議又は苦情がある場合は、事由が発生した日より45日以内に担当事務局へ文書にて申し出てください。

また、受審事業者及び認証・登録事業者が、認証・登録の一時停止及び取り消しに係わる内容に対して異議又は苦情がある場合は、事由が発生した日より45日以内に中央事務局へ文書にて申し出てください。

なお、上記に係わる担当事務局あるいは中央事務局の回答に異議のある場合には、再度、異議申立を行うこともできます。この異議申立については、中央事務局の判定委員会を開催して審議します。

## 13. 紛争について

本規程に係わる事項に関し、当事者間にて紛争が発生した場合は、双方で十分協議の上、その解決に努力することとします。ただし、その結果なお解決に至らない場合には訴訟を起すことができます。この場合、法廷は東京地方裁判所とし、準拠法は日本法とします。

## 14. 審査認証・登録制度の改訂について

エコアクション21認証・登録制度に係わる改訂事項は、中央事務局のホームページに掲載します。認証・登録事業者は適宜、中央事務局ホームページを確認してください。ご不明な点等については、最寄りの地域事務局又は中央事務局に確認してください。

### 【改訂履歴】

平成23年10月	1日	制定	
平成24年	4月	1日	改訂
平成26年	4月	1日	改訂

無断複写・転載を禁ず

© 2011 一般財団法人持続性推進機構

別表1 認証・登録料（2年分）

従業員数（構成員数）	料金
10人以下	50,000円+ 4,000円（消費税）
11人以上300人以下	100,000円+ 8,000円（消費税）
301人以上500人以下	150,000円+ 12,000円（消費税）
501人以上1,000人以下	200,000円+ 16,000円（消費税）
1,001人以上	300,000円+ 24,000円（消費税）

附則1：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。

附則2：複数枚の認証・登録証の発行をご希望の場合は、2枚目以降、1枚につき3,000円+240円（消費税）を納付してください。

附則3：認証・登録期間中に、認証・登録範囲の拡大、事業の縮小、組織の改編、合併等により、認証・登録の対象範囲が変更になった場合は、認証・登録契約を再締結し、新たに認証・登録証を発行します。別表1に定める認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合は、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分の料金の差額を納付してください。

別表2 製造業、建設業、修理工場、廃棄物・再生資源の収集運搬・中間処理・処分業等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所における標準審査工数表

従業員数 (構成員数)	登録審査		初回の中間審査 (認証・登録後概ね 1年後)		更新審査		2回目以降の 中間審査 (更新審査の 概ね1年後)  標準審査工数
	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
31人以上 60人以下	2.5人日	1.5人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1.5人日
61人以上 100人以下	3人日	2人日	2.5人日	1.5人日	2.5人日	1.5人日	1.5人日
101人以上 500人以下	3.5人日 以上	2.5人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	2人日 以上
501人以上	4人日 以上	3人日 以上	3.5人日 以上	2.5人日 以上	3.5人日 以上	2.5人日 以上	3人日 以上

別表3 サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所における標準審査工数表

従業員数 (構成員数)	登録審査		初回の中間審査 (認証・登録後 概ね1年後)		更新審査		2回目以降の 中間審査 (更新審査の 概ね1年後)  標準審査工数
	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
31人以上 60人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
61人以上 100人以下	2.5人日	1.5人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
101人以上 500人以下	3人日 以上	2人日 以上	2.5人日 以上	1.5人日 以上	2.5人日 以上	1.5人日 以上	1.5人日 以上
501人以上	4人日 以上	3人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	2人日 以上

(別表2及び別表3共通)

附則1：審査人の1人日当たりの審査費用は、50,000円/人日(消費税除く)です。

附則2：上記の標準審査工数は、対象事業所数が1ヶ所程度の場合です。なお、対象事業所が複数ある場合等は、最寄りの地域事務局又は中央事務局にご相談ください。また、業種、業態により、上記の標準審査工数以上の審査工数を要することがあります。

附則3：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。

附則4：審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。

附則5：廃棄物・再生資源の中間処理・処分業を行っている事業者のうち、現地審査が2人日以上となり、かつ、焼却施設がある場合又は最終処分の場合は、原則として審査人2名以上で審査を行います。なお、複数の審査人で審査する場合、事前打ち合わせから代表者インタビューまでは、すべての審査人が一緒に審査を行い、その後、必要に応じて部門、事業所を分担して審査することとなります。